

モータ類製品の中国認証について (2011年9月現在)

モータ類製品を中国に輸出する際には、以下3種類の認証について考慮する必要があります。

1. CCC 強制認証：

適用範囲：

定格電圧 36V 以上 (36V を含まない) で、直流 1500V、交流 1000V 以下の駆動用小電力モータに適用する。これには以下が含まれる。

- 1) 回転速度換算で 1500 r/min に達した際に、最大連続定格が 1.1 kW を超えない各タイプの交流非同期モータ、交流同期モータ。
- 2) 最大連続定格が 1.1kW を超えない交流整流子モータ、直流モータ。

注 1：定格電力 \leq 同期回転速度 \times 1.1 kW/1500

注 2：防爆モータ及び制御モータは含まない (例えばサーボモータ、ステップモータ、自動同期装置、回転変圧器、速度計用発電機、誘導位相調整器等)

注 3：定格が以上の適用範囲を超える多電圧、多回転速度のモータには適用しない。

適用基準：GB12350-2009

適用基準：GB14711-2006

2. エネルギー効率ラベル (強制届出制度)

適用範囲：

電圧が 690V 以下、50Hz、三相交流電源給電のもの。エネルギー効率レベルは 2 級及び 3 級で、定格効率 (消費電力) が 0.55kW-315kW 範囲内のもの。

エネルギー効率レベルは 1 級で、定格効率 (消費電力) 3kW-315kW 範囲内のもの。

極数は、2 極、4 極、6 極のシングルスピード密閉セルフファン冷却タイプ、N 設計の汎用電動機或いは汎用防爆電動機に適用する。

適用規格：GB18613-2006

エネルギー効率ラベル：2 級 (2011 年 7 月 1 日から)

申請について：

試験サンプル以外、以下の提出資料が要求されます。

- エネルギー効率ラベルの見本及び電子データ
- 届登録書 (備案表)
- 試験レポート (メーカー自信は、エネルギー効率の登録ラボの場合)

- 製造事業者/製造工場の登記簿コピー
- 申請者（届業者）の企業情報表
- 輸入事業者と海外製造事業者間の契約書コピー
- 輸入事業者の登記簿コピー
- 輸入事業者の企業情報表
- 製品ブランド使用授權書（必要の場合のみ）
- 試験室の届登録表（メーカーラボが測定した場合）
- OEM 声明書（必要時のみ）
- 申請機種明細一覧表には下記の項目を含むことが必要です。
 - ◇ 力率（PF）
 - ◇ 接続方法
 - ◇ 保護等級
 - ◇ 動作原理（連続動作又は一時動作）
 - ◇ 絶縁等級
 - ◇ 銘板のデータ
- OEM 協議書（申請者と制造商とは違う場合）

3. 中国エネルギー効率ラベルによる財政補助金制度及び政府優先購買リストの適用製品 （任意認証）

関連法規：

- ☆ 「財建 2010 年第 232 号令」：http://fg.xjlib.org/mzts/zizhiqu/content_1619940.htm
- ☆ モータ製品省エネ認証実施規則：
<http://jjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefagui/201006/P020100603343430804947.doc>
- ☆ 「2009 年第 213 号令」：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2009qt/t20090525_281605.htm
- ☆ 省エネ製品の財政補助資金管理弁法（暫定）：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/2009qt/W020090525648764190047.pdf>

適用範囲：

- ① 電圧が 690V 以下で、50Hz、三相交流電源給電のもの。
エネルギー効率レベルは、2 級及び 3 級で、定格効率（消費電力）が 0.55kW-315kW 範囲内のもの。
エネルギー効率レベルは、1 級で、定格効率（消費電力）3kW-315kW 範囲内のもの。
極数は、2 極、4 極、6 極のシングルスピード密閉セルフファン冷却タイプ、N

設計の汎用電動機或いは汎用防爆電動機に適用する。

- ② 電圧が 690V 以下で、50Hz、交流電源給電の小電力三相非同期モータ（2,4,6 極, 10 - 2200W）、コンデンサラン誘導電動機（2,4,6 極,10 - 2200W） 、コンデンサ始動誘導電動機（2,4,6 極,120-3700W）、デュアルコンデンサ誘導モータ（2,4 極,250-3000W）等汎用モータ、及びルームエアコンのファンモータ（4,6,8 極, 6 - 550W）に適用する。

適用規格：GB25958-2010 及び GB18613-2006

申請について：

エネルギー効率の測定＋工場調査（初回、以後年に一回の定期工場調査あり）
試験サンプル以外、以下の提出資料が要求されます。

- エネルギー効率ラベルの見本及び電子データ
- 届登録書（備案表：GB18613 の製品について、同時に届出登録が必要）
- 試験レポート（メーカー自信は、エネルギー効率の登録ラボの場合）
- 製造事業者/製造工場の登記簿コピー
- 申請者（届業者）の企業情報表
- 輸入事業者と海外製造事業者間の契約書コピー
- 輸入事業者の登記簿コピー
- 輸入事業者の企業情報表
- 製品ブランド使用授權書（必要の場合のみ）
- 試験室の届登録表（メーカーラボが測定した場合）
- OEM 声明書（必要時のみ）
- 申請機種明細一覧表には下記の項目を含む必要があります。
 - ◇ 力率 (PF)
 - ◇ 接続方法
 - ◇ 保護等級
 - ◇ 動作原理（連続動作又は一時動作）
 - ◇ 絶縁等級
 - ◇ 銘板のデータ
- OEM 協議書（申請者と製造者が違う場合）
- 工場調査表

注) お見積りや御質問については、下記の【お問い合わせ先】までお知らせください。

【お問い合わせ先】

東京事業所 国際業務担当グループ

TEL: 03-3466-9818 / FAX: 03-3466-6622

E-mail: kokusai@jet.or.jp